

平成28年度第19回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成29年1月10日
担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線4215〕
建設部建築指導課〔内線5672〕

①件名
復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長2年3か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。 【目的】 今後1年以内に期限を迎える応急仮設建築物について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図るもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号） 【復興基本計画との整合性 復興基本計画の位置付け：有・無】 第6章 実現に向けて 3 震災復興特区制度の活用
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成25年 4月26日 計画の認定（宮城第24号） 平成26年 3月14日 計4回の計画変更 ～平成28年 4月 5日 平成28年12月12日 変更申請 12月20日 変更認定、復興庁にて公表 12月21日 存続期間の延長について周知

⑤主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、行政庁舎等の10施設について、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長した。

NO	施設名称	変更後	変更前
1	荻浜支所	H27. 1. 7～H30. 6. 30	H27. 1. 7～H29. 3. 31
2	開成地区臨時交番	H26. 3. 15～H32. 3. 14	H26. 3. 15～H29. 3. 14
3	鹿島道路株式会社北日本支社作業員宿舎	H26. 4. 27～H31. 4. 26	H26. 4. 27～H29. 4. 26
4	鮎川郵便局	H26. 1. 16～H29. 9. 30	H26. 1. 16～H29. 1. 15
5	復興作業員仮設寄宿舍	H26. 5. 23～H30. 5. 22	H26. 5. 23～H29. 5. 22
6	宮城県石巻仮設職員寮	H26. 9. 18～H33. 3. 31	H26. 9. 18～H29. 9. 17
7	宮城県石巻仮設職員寮	H26. 9. 18～H33. 3. 31	H26. 9. 18～H29. 9. 17
8	若生工業株式会社作業員寄宿舍	H27. 2. 22～H30. 2. 21	H27. 2. 22～H29. 2. 21
9	株式会社不動テトラ作業員寄宿舍	H27. 4. 28～H31. 4. 27	H27. 4. 28～H29. 4. 27
10	宮城県東部土木事務所	H27. 4. 1～H30. 3. 31	H27. 4. 1～H29. 3. 31

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市民への影響・効果】

市民生活に必要なサービスの機能が維持されるとともに、引き続き、事業等の再開に向けた取組が可能となる。

【市財政への負担】

市の財政負担は生じない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

宮城県内において、本特例に関する復興推進計画の認定を受けている自治体

申請主体		認定日等
共同申請	宮城県・気仙沼市・名取市・多賀城市・東松島市・大崎市・亶理町・山元町・七ヶ浜町・女川町・南三陸町	H25. 4. 12（宮城第21号） H25. 9. 13 変更認定 H27. 1. 23 変更認定 H28. 2. 26 変更認定
単独申請	塩竈市（特定行政庁）	H25. 9. 13（宮城第26号） H27. 3. 5 変更認定
単独申請	仙台市（特定行政庁）	H26. 1. 31（宮城第33号）
単独申請	岩沼市	H27. 6. 23（宮城第51号）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

⑨その他